（港湾法施行令の一部改正）

第一条　港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ及び第九条第一号イ中「第三条の三第九項」を「第三条の三第十一項」に改める。

第二十二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第一号、第四号（法第五十条の二第九項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分を除く。）、第五号（法第五十条の六第九項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分を除く。）、第六号（法第五十条の十六第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分を除く。）、第七号（法第五十一条の六第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分を除く。）、第八号、第九号及び第十一号（第十七条の九の規定に係る部分に限る。）に掲げる職権については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

第二十二条第一項第四号中「及び第十七条の八」を「、第十七条の八及び第十七条の九」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第三号を第十号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の六号を加える。

四　法第五十条の二第九項及び第十項（これらの規定を同条第十一項において準用する場合を含む。）並びに第五十条の三第五項の規定による国土交通大臣の職権

五　法第五十条の六第九項及び第十項（これらの規定を同条第十一項において準用する場合を含む。）並びに第五十条の七第五項の規定による国土交通大臣の職権

六　法第五十条の十六第七項及び第八項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）並びに第五十条の二十二の規定による国土交通大臣の職権

七　法第五十一条の六第八項及び第九項（これらの規定を同条第十項において準用する場合を含む。）並びに第五十一条の七第十項の規定による国土交通大臣の職権

八　法第五十六条の二の二十二の規定による国土交通大臣の職権

九　法第五十六条の四及び第五十六条の五の規定による国土交通大臣の職権

第二十二条第一項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　法第四十一条の五の規定による国土交通大臣の職権

第二十二条第二項を削る。

附則第九項第一号イ中「第三条の三第九項又は第十項」を「第三条の三第十一項又は第十二項」に改める。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第二条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十三号中「及び第五十条の二十」を「、第五十条の二十、第五十一条の十三及び第五十五条の四の四」に改める。

（公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正）

第三条　公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第三条の三第九項又は第十項」を「第三条の三第十一項又は第十二項」に改める。

附　則

この政令は、港湾法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　坂井　学
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百三十七号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章　保育士（第四条―第二十一条）」を「第二章　児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う人材
第一節　保育士（第四条―第二十条）
第二節　保育士の不足に対応するための措置（第二十条の二―第二十条の六）
第三節　雑則（第二十一条）」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う人材

第二章中第四条の前に次の節名を付する。

第一節　保育士

第四条第八号中「第六章」を「第七章」に改め、同条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とする。

第七条第二項中「要件を満たしている」を「各号に掲げる要件のいずれにも該当する」に改め、同条第三項中「が次の」の下に「各号の」を加え、同項第三号中「より」の下に「指定試験機関の」を加え、同項第四号中「国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「特区法施行令」という。）第八条第一項又は第二項（第七号に係る部分を除く。）の規定により」を「第二十条の五第一項又は第二項（第四号に係る部分を除く。）の規定により法第十八条の三十二第一項に規定する指定地域試験機関（以下「指定地域試験機関」という。）の」に改め、同項第五号イ中「、又は特区法第十二条の五第十五項若しくは第十七項から第十九項までの規定により、」を削り、同号ロ中「第十八条の十第二項」の下に「（法第十八条の三十二第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同号ハを削る。